

住民基本台帳ネットワークシステムの県設置ファイアーウォールの
運用管理業務委託仕様書

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

住民基本台帳ネットワークシステムの県設置ファイアーウォールの運用管理業務委託

(2) 委託業務の目的

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムが構築された。

その住民基本台帳ネットワークシステムについて、ファイアーウォールの管理端末によりログを取得し、解析を行い、運用管理、セキュリティの確保等をするための委託業務である。

(3) 運用管理対象範囲

住民基本台帳ネットワークシステムの県設置ファイアーウォール機器を対象とする。

(4) 運用管理対象物の所在

佐賀県庁内とする。

(5) 委託期間

令和6年8月1日～令和9年7月31日

(6) 契約方法

一般競争入札

2 委託業務内容

(1) 運用管理業務について

- ① 業務の受託者（以下「乙」という。）は、住民基本台帳ネットワークシステムのファイアーウォールの管理端末によりログを取得し、解析を行い、運用管理、セキュリティの確保等について、県の担当職員へ必要な助言を行うこと。また、異常を察知した場合は、速やかに業務の委託者（以下「甲」という。）及び県の担当職員へ連絡すること。
- ② ①の業務は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除いて、毎日最低1回以上行うこと。ただし、障害発生等による休日等の対応については、甲・乙において別途協議する。
- ③ 乙は、委託業務の実施報告書を作成し、定められた日時までに甲に提出し確認を受けること。
- ④ 乙は、ログを記録した記録媒体を甲に引き渡すこと。

(2) その他

- ① 乙は、業務の実施に当たりデータの漏洩、滅失及び事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めなければならない。
- ② 乙は、業務の実施に当たり他の業務との協調に留意し、業務全体の円滑な推進を図ること。
- ③ 乙は、受託業務の責任者を置き、作業に当たる者を指揮監督し、甲の担当職員との連絡を密に行うこと。

3 機密保持

- (1) 乙は、個人情報等を取り扱う場合は適正かつ厳格に行うこと。
- (2) 乙は、本業務において知り得た業務上の情報を佐賀県の承諾なしに第三者に開示または洩らしてはならない。

4 特記事項

- (1) 甲又は乙が必要と認める場合は、その都度協議すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、甲と乙とが十分に協議を行うものとする。